

仙台市下水道マンホール広告募集要項

仙台市が所管する下水道施設を有効に活用し、新たな収入を確保するとともに、下水道事業に対する市民の理解と関心を高めることを目的として、マンホール広告を導入いたします。

本事業の募集にあたり、この要項において、募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

1 広告媒体

- ・下水道マンホールの蓋

2 掲載位置・規格

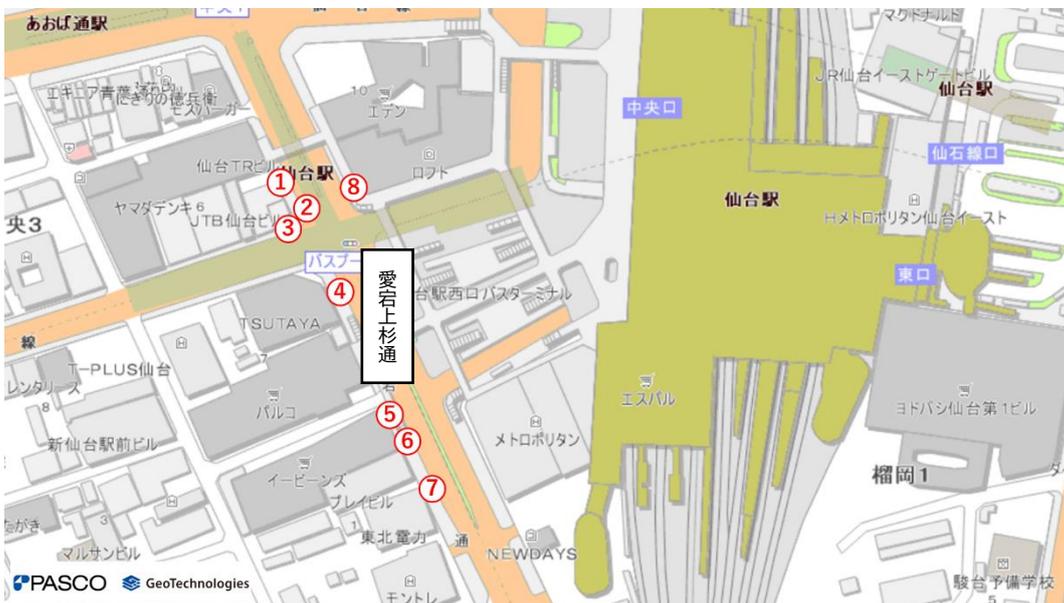
- ・本市が管理する下水道マンホールの蓋上面に掲載します。
- ・広告の規格は、下水道マンホールの蓋の中心から半径 19.5 センチメートルの円形です。

※詳しくは、「仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領」及び「広告デザイン(案)(様式 1-2)」で御確認ください。

3 募集箇所

- ・仙台駅西口周辺のマンホールの蓋 8 箇所

※詳細は広告募集箇所図のとおり



4 募集最低価格等

・年額 108,000円(消費税及び地方消費税を含みます)を募集最低価格とします。

※上記広告掲載料とは別に初期費用約 80,000 円(デザインプレート製作費用等)が必要です。

※デザインプレート製作費用は製作時点の価格により変動する可能性があります。

5 応募資格

下記の条件をすべて満たす法人、個人事業主、その他の団体を対象とします。なお、本事業は本市と広告主との直接契約を行うものであり、広告掲載に関する権利を第三者に販売、譲渡等を行うことはできません。

・仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に規定する規制業種又は事業者でないこと

(規制業種又は事業者の例)

消費者金融、ギャンブルにかかるもの、本市の市税を滞納している事業者など

・政治的または宗教的目的を主たる目的としないこと

6 選定方法・選定基準等

募集最低価格以上で申し込みをした者を対象として、申込内容等を総合的に審査した上で、広告主を決定します(原則として最高額を提示した者と契約します)。

なお、最も高額である申込価格を提示した申込者が 2 者以上の場合は、仙台市下水道マンホール広告掲載取扱要領第 7 条により決定します。

希望箇所に広告が掲載できない場合は、広告主の決まっていない募集箇所を対象として、希望箇所番号の変更を行うことができます。ただし、「申込価格」は当初の申請内容から変更できません。

7 広告デザイン

広告デザインは、次の事項に配慮した色彩やデザインとしてください。なお、提出いただいた広告デザイン(案)は審査の過程で、修正をお願いする場合があります。

- ・都市の景観を損なうことがないよう、歩道の舗装との調和に配慮すること。
- ・視覚的デザインに配慮し、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
- ・情報過多としないこと。

8 掲載できない広告等

仙台市では、掲載する広告に一定の基準を設けております。詳しくは、「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」を御確認ください。

- (例) ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治性及び宗教性のあるもの
 - ・人権侵害, 差別, 名誉毀損のおそれがあるもの など

9 応募方法・募集期間

【提出書類】

- ①様式1 下水道マンホール広告掲載申込書
- ②様式1-2 広告デザイン(案)
- ③企業概要の資料(様式は自由です。)
- ④納税に関する証明書
 - ア 仙台市の市税の滞納がないことの証明書
(様式1の市税納付状況確認に関する同意をされない場合はご提出ください)
 - イ 税務署の発行する納税証明書
(様式は、納税証明書その3の2「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと(個人用)及び、納税証明書その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと(法人用)によります。)
- ⑤役員名簿(役員全員の氏名、読み仮名、生年月日が記載されたもの。様式は自由です。)

※ 上記の各証明書は、発行日が令和7年4月1日以降のものに限ります。
なお、提出いただいた応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

【提出期限】

令和8年3月30日(月)から令和8年5月29日(金)まで

【提出方法】

持参、郵送、E-mailのいずれかで提出

E-mailの場合は、受信確認のため、送信後必ず電話連絡をお願いいたします。

10 申込み・問合せ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市建設局下水道経営部経営企画課経営企画係

電話 022-214-8509(直通)

メールアドレス:ken010020@city.sendai.jp